

令和 6 年能登半島地震自費解体つなぎ資金利子助成制度

よくある質問Q & A

目 次

Q1. 制度の概要を教えてください。—————	1
Q2. 申請者はだれになりますか。—————	1
Q3. 既に市町から払戻しを受けている場合でも申請 できますか。—————	1
Q4. 県外に避難している場合でも申請できますか。——	1
Q5. 所有する家屋が 3 軒あり、いずれも半壊以上で 自費解体予定ですが、3 軒とも申請できますか。—	2
Q6. 申請にはどのような書類が必要ですか。—————	2
Q7. 申請書はどこで入手できますか。—————	2
Q8. どこで申請できますか。—————	3
Q9. 郵送で申請する場合の注意点はありますか。——	3
Q10. 申請期限はいつまでですか。—————	3
Q11. 給付金はどのように受け取るのですか。—————	3
Q12. 給付の対象とならないケースはありますか。——	4

Q1. 制度の概要を教えてください。

A1. 令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震により、自費解体（損壊した家屋等を、所有者が解体費用を立替し、後日市町から払戻しを受ける）にあたり、金融機関等から解体費用に係る融資を受けた場合に、当該融資額に係る利子額の全部又は一部（最大 5 か月分）を助成する制度です。

Q2. 申請者はだれになりますか。

A2. 自費解体にあたり融資を受けた方（＝解体契約した方＝市町から自費解体費用の払戻しを受ける方）が対象者（申請者）となります。

Q3. 既に市町から払戻しを受けている場合でも申請できますか。

A3. 申請可能です。令和 6 年 1 月 1 日以降に自費解体制度を活用された方であれば、既に払戻しを受けている場合や、金融機関へ返済が完了している場合でも申請することができます。

Q4. 県外に避難している場合でも申請できますか。

A4. 申請可能です。郵送による申請も可能です。

Q5. 所有する家屋が 3 軒あり、いずれも半壊以上で自費解体予定ですが、3 軒とも申請できますか。

A5. 金融機関等から解体費用に係る融資を受け、市町に解体費用の払戻し申請書を提出、受理されていれば 3 軒とも申請が可能です。

Q6. 申請にはどのような書類が必要ですか。

A6. 以下の書類が必要となります。

- (1) 自費解体つなぎ資金利子助成事業給付金交付申請書
- (2) 市町長が発行する損壊家屋等の罹災証明書等の写し
- (3) 金融機関等との金融機関等との金銭の貸借がわかる書類（金銭消費貸借契約書等）の写し
- (4) 解体・撤去・処分に係る費用の明細がわかる書類（請求書等）の写し
- (5) 損壊家屋等が所在する市町に提出した自費解体・撤去に係る償還申請書の写し
- (6) 金融機関等が発行する元金・利子の返済予定がわかる書類（返済予定表等）の写し
- (7) 債権者登録申出書
- (8) マイナンバーカードの写し（両面）

Q7. 申請書はどこで入手できますか。

A7. 申請書は、石川県ホームページ又は石川県生活環境部資源循環推進課の窓口で申請書にて入手できます。

Q8. どこで申請できますか。

A8. 申請書等の関係書類を準備のうえ、石川県生活環境部資源循環推進課の窓口にご持参いただくか、郵送にて申請を受け付けしています。

Q9. 郵送で申請する場合の注意点はありますか。

A9. 送付する封筒には必ず差出人の住所・氏名を記入してください。また、申請書類には個人情報が多く含まれているため、配送状況や到着が確認できる書留やレターパック等を活用してください。

（郵送先）〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県生活環境部資源循環推進課 宛

Q10. 申請期限はいつまでですか。

A10. 令和8年3月31日（火）です。

Q11.給付金はどのように受け取るのですか。

A11.申請者名義の金融機関口座への振込みとなります。

Q12.給付の対象とならないケースはありますか。

A12. たとえば、市町への払戻し申請書が提出・受理されていないケースや、個人間（親族間）で貸借したケース、消費者金融から借入れたケース、借入れ資金の用途が解体であることが確認できないケースなどは対象となりません。